

ごみの分別と出し方のルール広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発行する印刷物（電子データを含む。）であるごみの分別と出し方のルール（以下「ごみの分別等」という。）の広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、あま市有料広告掲載要綱（平成23年あま市告示第60号。以下「要綱」という。）及びあま市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告を掲載することができる業種及び事業者並びに広告の内容、デザイン等は、要綱及び基準の規定を適用する。

2 次のいずれかに該当するものの広告は、掲載しないものとする。

(1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業又はこれに類すると市長が認める業種のもの

(2) たばこ及び酒類に関するもの

(禁止する表現)

第3条 次の各号のいずれかに該当する表現を含む広告は、掲載しないものとする。

(1) ごみの分別等の一部と混同するおそれがある表現

(2) 市の事業であると錯誤するおそれがある表現

(3) 市が、特定の商品、サービス等を推奨、保証、指定等していると錯誤するおそれがある表現（市が実際にそれらを行っている場合を除く。）

(4) その他掲載することが適当でないと市長が認める表現

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、縦40ミリメートル以内×横95ミリメートル以内、4色刷りとする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第5条 広告は裏表紙に掲載するものとし、掲載位置については市長が定めるものとする。

2 広告の掲載枠数は、12枠を限度とする。

3 広告は、一の事業者について2枠以上掲載することも可能とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1年とする。

2 掲載開始日及び掲載終了日は、市長が定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の募集は、市ホームページ等で行うものとする。

2 市長は、前項の募集を行うに当たり、広告会社等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第8条 要綱第5条に規定する申請は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで、指定する期間内に市長へ提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容等を審査し、要綱第6条に規定する広告掲載・不掲載決定通知書を申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、広告の掲載が適当と認める申請が第5条第2項の規定による掲載枠数を超えるときは、申請の受付順とする。ただし、同一順位があるときは、抽選とする。

(広告原稿の提出等)

第10条 広告の原稿を提出する期日、場所、方法等は、市長が別に定める。

2 広告の原稿は、前条の規定による広告掲載の決定を受けた者（以下「掲載決定者」という。）の責任及び負担で作成しなければならない。

(広告の掲載料)

第11条 ごみの分別と出し方のルール of 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり50,000円とする。

2 掲載決定者は、掲載料を市長の指定する期日までに、一括で前納するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第12条 広告の内容、デザイン等については、ごみの分別等の信用性及び信頼性を損なうことのないよう審査を行うとともに、掲載決定者と市が協議するものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触していると判断したときは、掲載決定者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、掲載決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告の内容等の変更を掲載決定者が行わないとき又は変更した結果、解消に至らなかったとき。

(4) その他広告の掲載が適切でないと市長が認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 掲載決定者は、原稿の入稿前に限り、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 掲載決定者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、要綱第8条第2項に規定する広告掲載取下申出書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 掲載決定者の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、原稿の入稿前に限り、納付済みの掲載料を当該掲載決定者に返還することができる。

2 第1項の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 掲載決定者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 掲載決定者は、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(2) 広告の内容等に関する財産権の全てについて権利処理が完了していること。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、掲載決定者の責任及び負担において解決しなければならない。

(ごみの分別と出し方のルールの提供の許諾)

第18条 掲載決定者は、市が市ホームページへの掲載及び関係機関にごみの分別と出し方のルールの資料の提供を許諾することに伴って広告部分の提供も必要となる場合には、広告部分の提供について掲載決定者も許諾したものとみなす。

2 前項の規定による提供先が図書館等の場合は、当該機関によるインターネット上での提供及び来館者への複写提供についても前項と同様、許諾したものとみなす。

(庶務)

第19条 広告の掲載に係る事務は、市民生活部環境衛生課において処理する。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。